





検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント 原因・理由	
I 今回の震災復興における法整備等の特徴と効果	1 災害時の体制や仕組みの充実強化【A】 ・現対策本部の法定化 ・緊急消防援助隊等の創設（消防組織法）等	ア 災害対策本部体制の一層の強化（広域災害時の組織間調整の仕組み等）【A】 イ 現物支給以外のメメニュー等災害救助の仕組みの多様化や災害救助のあり方の抜本的見直し【A】 ウ ガレキ処理の公費負担等、適用特例の今後の災害におけるケースの想定【A】 エ 現行法上の枠内での必要最小限の立法措置を越えるものではないこと【B】	①災害対策基本法等の点検強化 ○災害対策本部長（知事）がその責任と役割を十分に果たすために必要な権限、情報、専門性や実働部隊との組織間調整のあり方をはじめ、国と地方との情報の共有化、地方防災会議の平時機能の強化、「復興」の概念の位置づけなど、様々な視点から震災後の災害対策基本法の見直し十分であったか点検し、充実を図るべき。 ○緊急対策活動とともに主責任組織と協力組織を定め、消防・警察・自衛隊等の組織間調整をはじめ、都道府県災害対策本部長が指示、または、総合調整を行うべき基本事項や、消防にかかると都道府県の役割の強化なども検討すべき。 ②災害救助法の適用にかかると都道府県知事の裁量の幅の拡大や災害救助のあり方の見直し ○被災者や地域の確保にも配慮しつつ、都道府県知事の裁量の幅を拡大するとともに、大震災の救助の実情や被災者生活再建支援法等の法整備の進展等も踏まえ、災害救助のあり方を見直すべき。 ③復興における私権制限 ○特にまちづくりを推進するためには、一定限度私権（財産権）を制限することが必要。 例）建築制限、共有地の利用に関する合意形成の特例、所有権の不行使に対する制約のしくみなど ○所有権のみならず、借地権・借家権等の利用権に対する制約も認められるべき。 例）まちづくりという観点からは何の制約もなく、被災者間での利用権の回復を認める罹災都市借地借家臨時処理法の改廃など。 ④大規模災害での特別措置の制度化の検討 ○被災市街地復興特別措置法のような恒久的立法もあつたものの、多くは阪神・淡路大震災での特例として対症療法的に立法されており、ガレキ処理の公費負担など今後と同様の事態が予想されるものについては、恒久的な制度として整備すべき。
	2 がれき処理の公費負担【A】	ウ ガレキ処理の公費負担等、適用特例の今後の災害におけるケースの想定【A】	○阪神・淡路大震災の特例とする国のスタンス ○焼け太り絶対否定論による限界
	3 特別法等による早期復旧の推進【B】 ・国の補正予算等による集中的な復旧事業に係る財政措置 ・被災住民の公的負担の軽減等	エ 現行法上の枠内での必要最小限の立法措置を越えるものではないこと【B】	○個人資産に公費は投入しないという国の考え方
	4 被災者生活再建支援法の制定及び抵当（居住安定支援制度）【C～D】	オ 居住安定支援制度の不備の改善【C～D】 ・住宅建設費本体への支援	○個人資産に公費は投入しないという国の考え方
II 地方主体の復興を支える法的整備	1 地元主体の復興体制づくり（阪神・淡路復興委員会等の設置）	ア 復興基本法など、地方主体の復興を国が支援する新たな仕組みの創設	①復興についての制度的保障（復興基本法の提案） ○「復興」の意味内容を明らかにし、法的概念としての確立をすべき。 ○地方主体の復興を基本に、復興に関する制度的保障を担保するため、復興基本法の制定をめざすべき。 ・復興の概念 ・災害復興特別推進地域の指定 ・復興の体制（国・都道府県・市町村の役割等） ・災害復興計画の作成 ・復興財源（復興基金の創設ほか） ・地域内住民の民意反映のしくみ（まちづくりにおける住民の提案権ほか）
III 被災者の主体的な施策選択	1 復興基金等を活用した法制度や行政の施策でカバーしきれない住宅や生活に対する状況に応じた細かな支援	ア 制度の位置付けの体系的整理 ・支援のマクロ的規模と被災者の実感の乖離の解消	①復興策のメメニューの一括提示（パッケージ化） ・後追いでメメニューが次々と出てくるよりも、多様なメメニューを一括提示することが望ましい。ただし、震災後は行政が主導的な役割を果たすとともに、一括提示を行う段階では、過酷な状況下にある被災者の意思決定に対する十分な情報の提供と意思決定（自己責任）の支援策を講ずるべき。

○検証テーマ4 復興計画一計画等の策定・推進 ○検証担当委員 新野 幸次郎

検証項目	主な成果(できたこと)のポイント	取り組みの分析・評価 主な課題(できなかったこと)のポイント	原因・理由	今後への提案
<p>I. 復興計画の策定・推進等全体の枠組みの評価</p> <p>II. 復興計画及び補完プログラムの策定・推進の状況</p> <p>III. 各フェーズにおける重点取り組みとその達成状況・評価</p> <p>IV. 市町における復興計画の策定・推進の状況</p> <p>V. 復興計画策定段階や推進段階での県民の参画と協働</p>	<p>1. 地元主体の復興計画づくり ・ 阪神・淡路復興委員会の復旧提案による地元主体の復興計画づくりの枠組みの明示</p> <p>2. 被災地内外の英知と熟意を結集した復興計画の策定 ・ 被災地内外の有識者、県民、団体等の英知の結集 ・ 民間部門と行政部門の同時並行方式による計画づくり</p> <p>3. 「創造的復興」のコンセプト ・ 単なる復旧・復興ではない ・ 未来を創造するといいう視点に立った「創造的復興」の理念を明示</p> <p>4. 不断のフォローアップと他に例を見ない検証【BCD】 ・ 推進委員会やフォローアップ委員会等の継続設置 ・ 3、6、8年目の補完プログラムの策定 ・ 5年目、10年目の検証事業の実施 ・ 各段階における震災関連調査の実施</p> <p>5. 県民の「参画と協働」によるフォローアップ【BCD】 ・ フォーラム、ワーキンググループ、意見提案募集、パブリックコメント等の実施</p> <p>6. 復興計画の推進を側面的に支える仕組み【BCD】 ・ 被災者復興支援会議、阪神・淡路産業界復興推進機構、生活復興県民ネット等</p>	<p>7. 復興計画に対する法的担保【B】 ・ 地元主体の復興と国の責任、国庫補助率のかさ上げ等を明示した「震災復興特別措置法」の制定</p> <p>8. 政策評価的な手法による復興計画のフォローアップ【BCD】 ・ 復興計画に付随する数値目標等の設定</p> <p>9. 市町レベルでの復興計画のきめ細かなフォローアップ【BCD】 ・ 多くの市町では、継続的・効果的なフォローアップが未実施</p>	<p>○全国的な予算配分のバランスや特例的な措置に対する他府県とのコンセンサスが必要という国の基本的な姿勢【B】</p> <p>○10年後の経済情勢等を見通すことは困難、77の具体的な施策について評価するベンチマークの未整備【BCD】</p> <p>○市町の人的、予算的な制約から、十分な対応が限界、県と市町の連携強化の未整備【BCD】</p>	<p>①多様な主体間の連携・協力による復興計画の策定・推進 ・ 復興計画の推進に係る行政、被災者、企業、団体等、多様な主体の連携・協力を構築すべき</p> <p>②大規模災害を想定した「復興準備計画」の策定 ■ 全国の自治体における「復興準備計画」の策定等、復興準備対策を強化すべき ■ 兵庫県及び被災市町においても、東南海・南海地震等に対する防災対策の推進とともに、大規模災害を想定した「復興準備計画」の策定も視野に入れ、他府県の自治体を先導する取り組みを推進すべき</p> <p>③大規模災害時ににおける復興計画等の策定・推進のあり方 ・ 復興準備過程 ・ 対象災害に関する被害想定や対象地域の都市構造等の前提条件を整理したうえで、「復興準備計画」を用意すべき ・ 復興計画策定過程～計画推進過程 ・ 基本的には、阪神・淡路大震災の経験と教訓を先進モデルとしながら、被害の規模や各自治体の置かれた状況に応じて、ステップアップの弾力的な対応が必要 ■ 官民による「同時並行方式」の採用 ・ 有識者等による議論や検討、意見・提案募集等の民間部門の作業と、基本構想・計画づくり、政策調整、予算措置等の行政部門の作業を「同時並行」で行う方式が効果的 ■ 分野別のアクションプログラムの策定 ・ 住宅、産業、インフラ等の緊急を要する分野の緊急復興計画に加え、復興計画をより具体的に推進するための分野別アクションプログラムを策定すべき ■ 政策評価指標づくり ・ 復興計画策定後、速やかに、復興計画の進捗状況をフォローアップしていくための政策評価指標づくりによりフォローアップシステムの構築 ■ 都道府県と市町村による連絡会議を設置し、市町村毎の復興状況や市町村事業の進捗状況等の把握、都道府県から市町村への各種調査等の情報提供、他の市町村における先進事例の発表、意見交換、市町村から都道府県への施策要望など、都道府県と市町村が連携して復興計画をフォローアップしていく仕組みづくりが必要</p> <p>④復興計画終了後の施策展開及びフォローアップ ■ ポスト復興10年の施策展開のあり方 ・ 基本的には、これまでの成果や教訓を生かしながら、通常の一般施策に引き継いでいくべきであるが、「復興課題として残された課題に対応する施策」「成熟社会を支える仕組み」として、今後定着させ、広げていくべき先進的な施策「震災の経験と教訓を継承・発信していく施策」については、ポスト復興10年においても、何らかの形で継続・発展の実施が必要 ■ ポスト復興10年の施策展開等のフォローアップ ・ それらの施策について、実施状況の重点的な把握や必要な方策等の検討等を行うとともに、復興10年総括検証・提言のフォローアップを行う有識者等によるフォローアップ機関を設置すべき ・ なお、その機関は、被災者復興支援会議のようなフォローアップ機能を併せ持つことを検討す</p>

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由	
I 地域づくりの新しい手 の登場 ・NPO等の市民活動の生成 と展開  ・地域コミュニティの再構築	1 ボランティア活動を身近にしたこと【A～D】	ア ボランティア活動の受け入れ体制が不十分	①NPO/NGOが育ちやすくなる社会システムの構築 ・NPO/NGOの立ち上げや自立のための資金や活動拠点の提供 ・NPO/NGOのマネジメントや人材育成といった組織強化のための支援 ・NPO/NGOに優秀な人材を引きつけるようにするための環境整備 ・市民へのNPO/NGOの団体活動情報の積極的な提供と共有の促進 ・NPO/NGOに早い段階で積極的に情報提供し、施策・事業内容を協働して作り上げていく取り組みへの支援 ②中間支援組織との役割分担 ・行政による直接支援よりも、現場に近い中間支援組織等を通して間接的に支援した方が効率的、効果的な分野については、積極的な役割分担を進める ③地域コミュニティの活性化 ・被災地における住民の主体的な取り組みを、震災復興の一時的な取り組みに終わらせず、地域社会の一般的な課題を住民主体で解決していく取り組みへを広げていくべき ④開かれた地域コミュニティの形成 ・住民との関係で、積極的な情報公開や民主的な運営が不可欠 ・NPO/NGOや他団体等との積極的な交流・連携が図られるべき
	2 芸術文化による支援、情報提供等の間接支援など多様な支援への気づき【B～D】	イ NPO/NGOのマネジメント等が不十分 ウ NPO/NGOと行政の協働事業がうまく機能していない	
	3 NPO/NGOの市民活動を加速【C】	ア 持続的なコミュニティ活動に展開できなかつた組織・団体も少なくない	
	4 地域の中で助け合いの重要性の再発見【A～C】		
	5 まちづくり協議会や自主防災組織など地域の主体的なまちづくりへの取り組み【C】		
II 自律的市民社会に対応した行政手法の転換 ・被災者復興支援会議	1 復興課題について行政と被災者の媒介役【A～D】	ア 復興の進展に伴い、行政が平常モードに戻るに伴い、必要性・存在意義が希薄化	□被災者の自主性・主体性を促すような施策や助成方法を一般的な施策事業に取り入れていくこと、被災者復興支援会議等の被災者支援の仕組みの一般策化 ①被災者の自主性と主体性をうながすがよいような施策・事業の設計 ・助成その他の支援策を実施するにあたっては、県民等の自主性・自発性をうながすような仕組みを講じるべき ②通常の審議会、委員会でのアウトリーチ・アドボカシー機能の一般化 ・通常の施策形成過程において、アウトリーチとアドボカシー機能を併せ持った支援会議的な参画と協働の特色を組み込んでいくべき ③行政とNPO/NGOの相互理解の促進 ・行政とNPO/NGOが互いの認識、考え、発想への理解を一層深め、情報共有し、施策や事業を協働し、創造していく仕組みの構築
	2 復興課題への機動的、分野横断的な対応【A～D】		
	3 被災地の生活復興課題から全県課題へ行政とNPO/NGOが協働する仕組み【A～D】	イ 生産的・創造的な議論への展開	

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由	
・生活復興県民ネット  ・県・市町生活支援委員会	4 被災地の復興を市民団体も積極的に担う「新しい公」のあり方を具現【B～D】	ウ 復興過程の変遷に応じたネット幹事団体のモチベーションの持続	④県民運動の実践力の充実と強化 ・被災地の復興を支援してきた「生活復興県民ネット」のように、強固な事務局体制としっかりした財政的基盤を持った体制の構築 ・地域団体だけでなく、NPO/NGO等も含めた開かれたネットワークをもつ必要がある
	5 市民団体の自立を促進【C～D】	エ 特定被災者の個別的な課題への対応	
	6 県民の参画と協働を実践【D】	○被災地限定施策の一般化 ○復興体制の充実・強化	
	7 被災者の解決困難な事例への総合的な対応【B～D】	○支援施策等の特定個人への例外適用の限界	

〇検証テーマ6 復興推進一施策推進上の共通課題への対応 〇検証担当委員 矢守 克也

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由	
1 被災者支援の格差 1. 年齢・所得等	被災高齢者や低所得層への各種の生活再建支援 ・被災者自立支援金 ・災害援護資金貸付等 2. 住宅再建、事業復旧の各種資金への利子補給	7. 復興の担い手となる「中堅層」への支援が手薄 ・被災者自立支援金(45歳未満 346万以下) ・民営助成(収入50%補助 年額600万円) 4. 家屋被害の迅速・客観的な認定 〔平成13年に被害認定基準運用指針が内閣府から示されたが、内容が詳細・専門的であり、自治体の事務職員等の被害認定には、相当の訓練等が必要。〕 7. 被災者の希望(元の場所に戻りたい等)に応じた地域での住宅供給 エ. 従前のコミュニケーションに配慮した公営住宅の提供	① 支援のメルクマールの抜本的な見直し ・支援対象の要件は、家屋の被害程度(全半壊)や前年度所得のほか、震災に起因する「仕事の喪失(離職)」や「収入減」等を勘案するためのメルクマールの検討が必要 ・中堅層は、他の年代層に比べ収入も支出も多く、「家計収支」に余裕が少ないことから、所得要件は、各年代の家計状況を勘案して設定する必要がある。 ② 家屋被害認定の専門職員の育成等の仕組みの構築等 ・家屋被害の客観的・公平な認定を迅速に進めるため、被害認定の専門的な訓練を受けた職員を養成するとともに大規模災害時には、市町域を超えて専門職員を被災地に派遣する仕組みの構築が必要。 ・自治体の一般事務職員が公平・迅速に被害認定できるよう、被害認定運用指針を簡易なものに見直す必要。
2. 仮設・復興住宅とそれ以外	3. 住宅確保への支援 ・仮設及び災害公営住宅の大量供給 ・公営住宅家賃の特別減免 ・民間賃貸住宅の家賃補助 4. 健康、コミュニティづくりの支援 ・保健師、健康アドバイザー等による健康づくり支援 ・ふれあいセンター、コミュニティの設置と運営支援 ・ボランティア等による支援活動への支援	ウ. 被災後の希望者全員(約17万人)の転居理由等の確認は、事務量的に困難。 ○住民票の移動などに、一時的に転居した被災者も多い。 ○震災後は、避難所や仮設住宅等の応急対応が急がれた。 ○対象者数やニーズ等の実態把握が困難。 ○「属地主義」の制約から、県外支援のあり方が未整理	③ 広域避難者に対する全国的な支援の仕組みの構築 (1) 全国自治体等と連携した所在把握の仕組みの構築 大規模な災害では、被災者は広域に避難することから、当該被災自治体のみでは、被災者の所在等の実態把握が困難である。 このため、大規模・広域の災害発生時には、避難者(被災者)が、支援情報等を必要と判断する場合、避難先の自治体へ「被災者である」旨の届出を行い、被災自治体へ情報が入る仕組みの構築が求められる。 (2) 全国均一な支援の方策の準備 公営住宅への一時入居期間の取扱いや、その後の家賃低減対策など、広域避難者を想定した、全国統一の対応や支援策を準備する必要がある。
3. 県内外	5. 県外居住被災者への情報提供 ・ひょうりょうの送付 ・相談用FAQサイトの設置 ・入居者募集情報の提供 6. 各種支援施策の県外居住被災者への適用拡充等 ・民間賃貸住宅の家賃補助 ・生活復興資金貸付	ウ. 被災後の希望者全員(約17万人)の転居理由等の確認は、事務量的に困難。 ○住民票の移動などに、一時的に転居した被災者も多い。 ○震災後は、避難所や仮設住宅等の応急対応が急がれた。 ○対象者数やニーズ等の実態把握が困難。 ○「属地主義」の制約から、県外支援のあり方が未整理	
	7. 県外の公営住宅等への一時入居 8. 災害復興公営住宅入居者募集における県外居住者枠の設定	ウ. 被災後の希望者全員(約17万人)の転居理由等の確認は、事務量的に困難。 ○住民票の移動などに、一時的に転居した被災者も多い。 ○震災後は、避難所や仮設住宅等の応急対応が急がれた。 ○対象者数やニーズ等の実態把握が困難。 ○「属地主義」の制約から、県外支援のあり方が未整理	

今後への提案	
検証項目	取り組みの分析・評価
	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由
4. 外国人県民	<p>主な成果（できたこと）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9. 既存制度等の対象外となる外国人県民等への復興基金を活用した支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療費損失特別補助</li> <li>・外国人学校施設等災害復旧費補助</li> <li>・外国人学校授業料等軽減</li> </ul> </li> </ul> <p>主な課題（できなかつたこと）のポイント</p> <p>〔「社会・文化協会」外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」において検証〕</p>
II 被災者の自立の取組を促す支援	<p>主な成果（できたこと）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10. 復興状況に対応した、支援策の弾力的見直し・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民賃補助の段階的拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>→面積要件撤廃</li> <li>→補助期間、額の拡充</li> </ul> </li> <li>・空き店舗活用支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>→対象要件の緩和</li> <li>→市町補助要件の撤廃</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>主な課題（できなかつたこと）のポイント</p> <p>カ. 長期的な視点からの支援施策の展開（支援策の段階的な提示及び拡充）</p> <p>キ. 未曾有の大災害であり、必要な支援の概要や規模等の全体の把握が困難であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期的な景気低迷も重なり、自力復興では対応困難な課題が出てきた。</li> </ul>
	<p>④ 支援策の一括提示と段階的な縮小による自立促進 被災者の自立促進を行うため、復興の各過程に も、支援内容について、例えば、助成額を段階的に縮小するなどの円滑な移行を図る必要がある。</p>



○検証テーマ7 復興推進一情報発信・相談体制 ○検証担当委員 山口 一史

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由	
<p>I.被災者への情報発信・相談の仕組み</p> <p>II.復興過程における情報共有の仕組み</p> <p>III.復興過程における内外への情報発信状況と効果</p>	<p>1. マスメディア取材による災害の全体像の発信【A】</p> <p>2. 高齢者、障害者、女性、外国人等を対象とした相談体制の早期確立【B】</p> <p>3. 被災者ニーズの変化の把握と変化に応じた情報提供【B】</p> <p>4. マスメディアによるきめ細かい生活情報の提供【B】</p> <p>5. フェニックス推進員等の支援者による被災者への「ローテック」手法による情報提供【C～D】</p> <p>6. ボランティアによる仮設住宅居住者への新しい情報提供の仕組み【C～D】</p> <p>7. 住宅再建公的支援を求め運動の内外への情報発信【C～D】</p> <p>8. 震災・復興に関する相談窓口の一元化【C～D】</p>	<p>7. 震災発生直後の迅速な情報提供体制の確保【A】 ・情報の空白</p> <p>4. 視聴覚障害者への情報の伝達【A】</p> <p>7. 仮設住宅居住者への情報提供の限界【C～D】</p> <p>エ. 被災地域外との「温度差」の解消【D】</p> <p>オ. 相談内容の施策への反映【C～D】</p>	<p>① 被害の全体像を早期に把握するしくみの構築 被災の圏外から災害の全体像を把握するため、関係府県との広域的な補完システムをつくっておくとともに、大規模災害時には被災者救援と支援のために県、市町の平常時の枠組みを越えて情報収集を行うことについて事前に協議しておくべきである。</p> <p>② 平常時からの複数の情報伝達経路の確保 応急対策から復興にいたる必要な情報を必要に応じて届けるために複数の情報経路を日頃から組み立てておくことが重要である。</p> <p>③ 「ひと」を軸とした情報伝達経路の活用 地域団体やNPOと協働し、地域ベースで人から人への情報伝達のネットワークをつくる必要がある。</p> <p>④ 平常時からの情報弱者への情報発信のあり方の検討 日常から情報弱者を最優先に配慮して情報発信を行うことが必要である。</p> <p>⑤ 支援者間での情報共有のしくみの検討 行政が任命もしくは依頼した応急仮設住宅等の支援者が守秘義務を負わされていたため、本来の目的である被災者のいのちと健康を守る活動の幅が狭められた反省から、エリア限定で時間的に個別情報の交換等の方策を検討すべきである。</p> <p>⑥ 相談内容を施策提言につなげるシステムの構築 相談業務は、日常においても県民の不満や施策を理解できない、施策を知らないなどの姿を知る重要な機会であることから、産業界におけるマーケティング手法などを導入し、相談内容を分析し、施策提言につなげるシステムづくりが必要である。</p>
<p>【※災害情報の収集・伝達・共有化の仕組みづくり 本年の台風災害等の際は、災害情報が効果的に伝達されないケースがあり、課題を残した。今後は、ハザードマップの整備等により、平常時から危険情報の周知を図るとともに、特に災害弱者を最優先に、緊急時の情報伝達の方法や媒体を検討しておく必要がある。また、津波災害について、地域住民や観光客等に警報等の伝達を行うシステムづくりが重要である。】</p>			



